

# 山形県タイ友好協会規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、山形県タイ友好協会(英文名Yamagata – Kingdom of Thailand Friendship Association)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、山形市本町1丁目4番21号 株式会社荘内銀行内に置く。

(目的)

第3条 本会は、山形県民とタイ国民との相互理解を深め、日本及びタイ両国の友好関係を促進することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 山形県とタイ王国との文化、経済、観光、教育、スポーツ等の交流の促進
- (2) 山形県に関する情報発信事業
- (3) タイ王国に関する経済セミナー開催など啓発・理解促進事業
- (4) その他の関係団体・機関との協力事業
- (5) 会員相互の親睦を図る為の会合・行事の開催

## 第2章 会員

(会員及び賛助会員)

第5条 本会の会員は第3条の目的に賛同し、所定の入会手続きを経た法人(団体)及び個人会員とする。

- 2 本会の目的に賛同し、事業の推進を援助するために入会した法人(団体)及び個人を賛助会員とする。

(入会及び資格の喪失)

第6条 本会への入会を希望する者は、入会申込書を会長に提出するものとする。

- 2 本会の会員は、次の事由によって会員の資格を喪失する。
  - (1) 退会届を会長に提出したとき
  - (2) 法人(団体)の場合、解散したとき  
個人の場合、死亡したとき
  - (3) 本会の名誉を傷つける行為があったとき

- 3 本会を退会しようとする者は、退会届を提出するものとする。

(会費)

第7条 本会の会員は、次の年会費を納入するものとする。

- 法人(団体)会員：年会費10,000円/1口  
一般(個人)会員：年会費2,000円/1口

- 賛助会員                   ：年会費10,000円／1口
- 2 特別顧問の年会費は不徴収とする。

### 第3章 役員等

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 特別顧問
- (2) 顧問
- (3) 会長
- (4) 副会長
- (5) 理事
- (6) 監事

(役員を選任)

第9条 会長、副会長、理事及び監事は、総会において会員のなかから選任する。

(役員職務)

第10条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐して会務を掌理し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 会長、副会長及び理事は、理事会を構成し、会務執行のために必要な事項を審議する。
- 4 監事は、会計監査を行う。

(役員任期)

第11条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任した役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、なお、その職務を行うものとする。

(特別顧問及び顧問)

第12条 特別顧問及び顧問は、会長が委嘱する。

- 2 特別顧問及び顧問は、会長の求めに応じ、意見を述べる。

### 第4章 会議

(種別)

第13条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は定時総会及び臨時総会とする。

- 2 第4条の事業を行うために、専門部会をおくことができる。

(構成)

第14条 総会は会員によって構成され、理事会は会長、副会長及び理事をもって構成する。

(権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 規約の改正

- (4) その他理事会が必要と認めた事項
- 2 理事会は、この規約に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。
  - (1) 総会に付議する事項
  - (2) 会務の執行に関する事項
- 3 前2項の規定に関わらず、軽微な事項については、総会又は理事会の議決を経ることなく、会長の決裁により決することができるものとする。

(招集)

- 第16条 定時総会は、原則毎年1回会長が招集する。
- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたときに会長が招集する。
  - 3 理事会は、会長が必要と認めたときに会長が招集する。
  - 4 総会及び理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数及び議決)

- 第17条 会議の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員又は理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決定する。

(事務局)

- 第18条 本会の事務局を株式会社荘内銀行に置く。
- 2 事務局は、会長の命により、本会の運営及び事業実施に必要な事務を処理する。

## 第5章 会 計

(会計年度)

- 第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(経費)

- 第20条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てるものとする。

## 第6章 雑 則

(細則)

- 第21条 本規約の施行に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て定める。

### 附 則

- 1 この規約は、2018年11月5日から施行する。
- 2 この規約施行後、最初に置く第8条第1号から第6号までの役員の任期は、第11条の規定にかかわらず2024年度の総会終了日までとする。

### 附 則

- 1 この規約は、2023年6月26日から適用する。